

9月28日（金）

平成 19 年 9 月 28 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |          |           |
|----------|-----------|
| 知 事      | 東国原 英 夫   |
| 副 知 事    | 河 野 俊 嗣   |
| 総合政策本部長  | 村 社 秀 継   |
| 総 務 部 長  | 渡 辺 義 人   |
| 地域生活部長   | 丸 山 文 民   |
| 福祉保健部長   | 宮 本 尊     |
| 環境森林部長   | 高 柳 憲 一   |
| 商工観光労働部長 | 高 山 幹 男   |
| 農政水産部長   | 後 藤 仁 俊   |
| 県土整備部長   | 野 口 宏 一   |
| 会計管理者    | 甲 斐 景 早 文 |
| 企業局長     | 日 高 幸 平   |
| 病院局長     | 植 木 英 範   |
| 財政課長     | 和 田 雅 晴   |
| 教育委員長    | 江 藤 利 彦   |
| 教 育 長    | 高 山 耕 吉   |
| 公安委員長    | 田 代 知 代   |
| 警察本部長    | 相 浦 勇 二   |
| 人事委員長    | 黒 木 奉 武   |
| 代表監査委員   | 城 倉 恒 雄   |

事務局職員出席者

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 石野田 幸 藏   |
| 事 務 局 次 長 | 弓 削 孝 幸   |
| 総 務 課 長   | 馬 原 日 出 人 |
| 議 事 課 長   | 四 本 孝     |
| 政策調査課長    | 富 永 博 章   |
| 議事課長補佐    | 富 孫 田 英 美 |
| 議事担当主幹    | 亀 澤 保 彦   |
| 議事課主査     | 山 中 康 二   |
| 議事課主査     | 隈 元 淳 二   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第19号までの各号議案並びに請願第3号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、22億5,900万円余の増額補正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、繰越金19億2,000万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算額は5,670億6,000万円余となります。

このうち、総務部所管の予算につきましては、16億4,000万円余の増額補正であり、これは財政調整積立金の積み立てに要する経費及び県

税の賦課徴収に要する経費で、補正後の予算額は1,288億3,000万円余となります。

この補正予算案に関連して、委員より、「地域経済を守るという観点から、今回の補正で何らかの配慮はなされたのか」との質疑があり、当局より、「地方交付税がカットされるなど、県の財政状況は厳しさを増し、いわゆる公共事業費自体の増額は困難な現状である」との答弁がありました。

当委員会といたしましても、本県の厳しい財政状況については理解するところでありますが、来年度の予算編成に際しては、地域経済にも十分配慮していただくよう要望いたします。

次に、議案第19号「知事等の給料の減額に関する条例」についてであります。

これは、今般の不適正な事務処理に関し、知事等の責任を明確にするため、給料の減額を行うものであります。これにより、知事が本年10月に30%、11月に60%、副知事、教育長、代表監査委員については、本年10月のみ20%の割合で給料が減額されることとなります。

このことについて、委員より、「知事の減額割合を定める際の基本的な考え方を伺いたい」との質疑があり、当局より、「知事には、地方公共団体の長としての指導・監督責任がある。他県の事例や在職期間を比較・考慮した上で、最終的には知事が判断したものである」との答弁がありました。

次に、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」についてであります。

このことについて当局より、「今回の問題の背景には、職員に公金意識や法令遵守意識が欠如していたこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げ

られる。そのため、これらの原因を十分に認識し、外部調査委員会の提言を踏まえながら、再発防止策を策定したところである。また、県に生じたと想定される損害については、職員の理解を得ながら、返還に向けた取り組みを行っていくとともに、関与した職員に十分事実確認を行った上で、厳正な処分を行いたいと考えている」との説明がありました。

当委員会では、所管部局における不適正な事務処理の事例について、その詳細を聴取するとともに、今後の再発防止策について重点的に審査を行ったところであります。

その中で委員より、「物品調達・管理事務の一元化に際しては、各出先機関における事務執行に支障が生じないように、その手法について十分検討すべきである」との意見がありました。

また、別の委員より、「返還金については退職者等にも負担を要請するとのことであるが、返還拒否等により、結果として想定された金額を下回る可能性もあるのではないか」との質疑があり、当局より、「返還はあくまでも自主的に行うものである。返還金総額の確保に向けて粘り強く協力をお願いしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、二度とこのような不祥事を起こさないために、再発防止策の徹底が最も重要であると考えます。

当局におかれては、職員の意識改革や物品調達、予算執行システムの見直し、さらには指導・検査、監査体制の充実等、再発防止に向けた取り組みを着実に実施し、県民の県政に対する信頼を一日も早く回復できるよう、全力を挙げて取り組んでいただくよう強く要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する

調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、福祉保健部所管で800万円余の増額補正であり、その内訳は、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るために行う「みんなで子育て地域協働フォーラム」の開催に要する経費及び平成19年度食品残留農薬1日摂取量実態調査事業に要する経費であります。これにより、補正後の福祉保健部の一般会計予算額は749億1,000万円余となります。

このうち、「みんなで子育て地域協働フォーラム」についてであります。

このことについて、当局より、「結婚や子育てを楽しんでいる方々の話を聞くことで、結婚や子育てに不安を持っている方が少しでも前向きになっていただけるよう開催するものである。また、このフォーラムは前回の実施から3

～4年経過していることから、まず宮崎市で行うことで県内に普及したいと考えている」との説明があり、委員より、「500人規模の大きなフォーラムであることから、意見が出にくい状況が予想される。一人でも多くの子育てに関する率直な意見を聞けるような場にしていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第17号「財産の取得について」であります。

これは、デジタル画像装置を備えた胃がん検診車1台を取得することについて、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、地上デジタル放送の現状についてであります。

このことについて、当局より、「地上デジタル放送への移行に伴い、新たに1,000から1,700世帯の難視世帯が発生する。地上デジタル化は国策で行われるものであり、当然、国が財政的にも負担すべきものであることから、所要の措置を講ずるよう、引き続き国に働きかけていきたい」との説明があり、委員より、「国策だから国の責任だということだけでは解決できない。中山間地域においては、情報においても格差が生じることになる。住む人の生活を基本に考えながら、隣県との連携などさまざまな知恵を出して、情報格差が生じないよう早急に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、市町村合併の動き等についてであります。

このことについて、当局より、「県内において、まだ合併の動きが鈍いところは何カ所があるが、県としては、今後、合併に向けての真剣な議論がなされるよう、市町村の議会への働きかけや住民の方々への情報提供などに努めてい

きたい」との説明があり、委員より、「合併新法の期限が迫っていることから、市町村の自主的な判断に任せるのではなく、県として、合併の必要性をさらに住民に対して十分周知していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「合併した自治体と同様に、自立で頑張ろうと判断した自治体についても、県からの支援をお願いしたい」との要望もありました。

次に、不適正な事務処理についてであります。

このことについて、当委員会では、所管部局における不適正な事務処理について十分な審議を行うため、預けや書きかえにより取得した備品の写真の提出を求め、特に不適正な現金や他部局とのやりとりによる預けの配分、全額返還対象となった不適切な支出については、当局へ経緯等詳細な説明を求めたところであります。

当委員会といたしましては、二度とこのような不適正な事務処理が行われないう、しっかりした管理体制の整備を行い、必要なものは予算化し、無駄なものは見直し、精査がなされる予算システムの構築を強く要望いたします。

また、食肉衛生検査所においては、不適正な事務処理であったとはいえ、業務に必要な特殊な機器を購入しており、仮にこの購入が不可能であった場合は食肉の供給が滞るなど、関連業界に多大な影響を与えるおそれがあることから、このような物品等については確実に財源が確保されるよう要望いたします。

次に、災害時安心基金についてであります。

このことについて、委員より、「現時点での災害時安心基金は、被災者生活再建支援法の適用がないと対象とならず、縛りが強く画一的であると指摘をしてきたが、その後、見直しはど

の程度進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「委員会での意見を踏まえ、これまで市長会、町村会と事務的な意見交換を行い、庁内においても関係部局と各種調整を行ってきたところである。現在、市町村議会において、基金の市町村負担分の審議が行われているところであり、それ以降、市町村と検討を行う予定にしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、被災された方の立場に立った対象範囲となるよう早急に見直すとともに、見直しに当たっては、結果のみの報告ではなく、議会の意見が反映できるよう、検討段階における状況等についても報告がなされるよう要望いたします。

また、県内では、既に台風4号、5号の被害も発生していることから、実施に当たっては、本年度の災害から遡及して適用される制度となるよう強く要望いたします。

次に、「割賦販売法の改正を求める意見書」についてであります。

これは、今回、当委員会に付託を受けた請願第3号に基づくものであります。近年、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などによる被害が大きな社会問題となっております。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みであることや、クレジット会社も顧客の支払い能力を十分にチェックせずに契約を認めることで発生しているものであります。一方、経済産業省では、これまでクレジットを利用した消費者被害の未然防止や拡大防止のための通達を数多く出しておりますが、これらの通達が出された後も、住宅リフォーム事件等での被害者となる事件が多発しているのが現状であります。このため、こうした被害対策の一環として、実効的な

過剰与信規制等、割賦販売法の改正を要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそのお取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、1,300万円余の増額補正であり、これは建設産業等経営支援事業に伴うもので、補正後の予算額は412億7,500万円余となります。

この建設産業等経営支援事業について、委員より、「事業者からの相談を受けてからの対応ではなく、事前に何らかの対応が必要なのではないか」との意見があり、当局より、「指導員

の巡回指導等を十分に活用することで、この事業へ導いていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、4億6,000万円余の増額補正であり、これは建設産業支援対策事業に伴うもの、国庫補助決定に伴うもの等であり、補正後の予算額は908億2,800万円余となります。

このうち、建設産業支援対策事業に関連して、委員より、関係部局との連携について質疑があり、当局より、「関係部局20課で建設産業活性化支援連絡会議を組織しており、連携してきめ細やかな対応をしていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第11号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第13号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案第4号については、建築基準法と都市計画法の一部改正に伴い、議案第11号と議案第13号については、都市計画法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、不適正な事務処理の調査結果についてであります。

このことについて当委員会は、所管する部に係る不適正な事務処理について説明を求めるとともに、特に金額の大きかった所属について、詳細な資料の提出を求め、審査を行ったところであります。

当委員会といたしましては、今回の不適正な事務処理の原因等について十分に調査・分析を行い、予算査定の方法や会計処理等も含め、全庁的な再発防止策を検討されるとともに、議会のチェック機能が担保されるよう、十分な情報

提供がなされるよう要望いたします。

次に、産業開発青年隊についてであります。

このことについて当局より、「産業開発青年隊については、昨年度、庁内に設置した検討委員会において、その存続は非常に厳しいとの結論が出され、今般、事業仕分け委員会においても、6名中5名の委員より当該事業は必要ないとの評価を受けたところである。今後、さまざまな意見を総合的に勘案し、その存廃について最終的に判断したい」との報告がありました。

産業開発青年隊の存廃を判断するに当たっては、費用対効果の視点だけではなく、今後の本県の建設産業を担う若年建設技術者の育成という重要な役割についても、十分に議論されるべきと考えます。

当委員会といたしましては、産業開発青年隊の果たす社会的役割や今後の若年建設技術者の育成について、十分に議論を尽くし、拙速に結論を出すことのないよう要望するものであります。

次に、最低制限価格についてであります。

最低制限価格については、引き上げの方向が知事より示されたところではありますが、最低制限価格の見直し時期について、当局より、「建設業者への周知期間等も考慮しながら、10月中には実施したいと考えている。また、現在、最低制限価格の設定されていない建設関連業務委託についても、10月中には最低制限価格制度を導入したいと考えている」との報告がありました。

次に、ウナギの産地偽装問題についてであります。

今回の事件の影響は、県内産ウナギへの風評被害にとどまらず、先人たちが築き上げてきた「宮崎県産」というブランドの浮沈にかかわる

重大な問題であります。

当委員会といたしましては、今回の事件で問題となっている「知事の似顔絵を使用したシール」への対応も含め、知事を先頭に、関係部局が一丸となって、この問題に対し早急な対策を講じられるよう強く要望するものであります。

次に、「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」の提出についてであります。

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、真に豊かで潤いのある生活の実現を図る上で、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本であります。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、道路の整備が立ちおくれしており、東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路から、国道、県道、市町村道に至るまでの体系的な道路交通網の整備は、本県の最重要課題であります。

現在、国においては、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を受け、年内に道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画を作成することとしており、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

このため、当委員会といたしましては、国に対し、地方の道路整備の重要性を深く認識し、道路特定財源の確保や高速自動車国道等の整備促進等の措置を求める意見書の提出を全会一致で決定したところであります。

次に、「入札・契約制度改革の推進に関する決議」についてであります。

これまで当委員会では、入札・契約制度改革について、県や関係団体との意見交換を行うなど、積極的に調査研究を行ってまいりました。

その内容を踏まえ、今回、決議案の提出を全会一致で決定したところであります。その案文は以下のとおりであります。

#### 入札・契約制度改革の推進に関する決議

建設産業は社会基盤整備を担う本県基幹産業のひとつであり、地域経済の活性化や雇用の確保、さらには、災害時の対応など県民生活の安全安心の確保にも、大きな役割を果たしており、その育成は県の重要課題である。

一方、昨年発生した官製談合事件により、失墜した信頼を回復するため、県においては本年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」をとりまとめ、公正性・透明性・競争性の確保された入札・契約制度を目指し、改革に取り組んでいるところである。

しかし、公共事業が減少している状況と、今回の入札・契約制度改革の影響により、適正な積算に基づかない低価格入札が増加し、行き過ぎた価格競争が生じている。

今後この状況が継続すれば、公共工事の品質低下、労働条件の悪化だけでなく、更なる倒産件数や失業者の増加、地域経済の停滞など県民生活に多大な影響が生じることが懸念される。

よって本県議会は、入札・契約制度改革の推進に当たって、以下の点に十分配慮されるよう強く求めるものである。

1. 最低制限価格については、工事の現状を十分に調査の上、品質の確保等が十分に担保できる適正な基準まで引き上げること。
2. 予定価格の公表方法については、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図った上で、業者による適正な積算に基づく入札が行われるよう、事後公表とすること。

以上決議する。



この意見書と決議の取り扱いについて、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号、第2号及び第4号の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で3,045万2,000円の増額補正であり、その主な内容は、林道事業における国の交付決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は239億3,461万3,000円となります。

また、農政水産部所管では4,789万5,000円の増額補正であり、その主な内容は、農業用水水源地域保全対策事業における国庫補助決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は468億614万1,000円となります。

この中で、委員より、繰越明許費工事に関して、「最低制限価格付近の入札が増加している

が、最低制限価格の算定は適正に行われているのか」との質疑があり、当局からは、「適正に行われているが、さらに公共三部で検討していく」との答弁がありました。

次に、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「温泉法」が一部改正され、平成19年10月20日から施行されることに伴いまして、許可を受けて温泉の土地掘削等を行う者の地位を相続等により承継する場合の承認申請手数料の新設であります。

次に、ウナギの産地偽装問題についてであります。

委員から、新聞報道で産地偽装の問題が出ていることについて、「県が把握している情報があれば提供してほしい」との意見があり、「8月上旬に県が農林水産省と合同で業者に調査に入り、産地を国産、台湾産と明確に仕分けする指導を行った」との答弁がありました。

これについて、報道が先行し、一般消費者が不安を持ち始めているにもかかわらず、委員からの質疑により、委員会で初めて説明がなされたこと、また自主回収についての協力依頼がなされなかったこと等について、委員より、「県の認識は甘かったのではないか」との意見がありました。

これに対し知事より、「対応がスピード感に欠けたという印象はあるが、農林水産省と連携して調査をし、その調査が他県にも及んでいたことから、その調査の動向を見守っていたというのが事実である」との答弁がありました。

また、宮崎ブランドへの影響に対する対策について、知事より、「本県養鰻業者の生産する宮崎うなぎは間違いなく安心であると全国に発

信できるよう、県内の全養鰻関係者を職員が訪問し、ブランドの重要性について徹底した指導を行うとともに、団体に対して、例えば適正な産地表示を行うなどの誓約書を関係者からとるなど、情報提供に向けて積極的に取り組む体制づくりを早急に要請する」、また、「今回の調査に関する業者を管轄する県に対し、本県の担当者を派遣し、偽装ウナギに関するJAS法上の適正な表示について業者への要請を連携して行う」との説明がありました。

さらに、知事似のイラストが、偽装が疑われる商品に張られていたことについて、知事から、「不適合と判断される場合には、使用取り消しの措置をとるなど、イラスト使用基準を厳格に適用していただくことを申し入れることとしている。また、今後、県産品や県全体のイメージを損なうことがあれば、直ちにイラスト使用企業に対し、使用の取り消しができるよう、さらに厳しい契約条項とするよう申し入れたい」、また、「ほかの企業等に対しては、厳重な品質管理や安全・安心の確保など、さまざまな機会を通じて呼びかけてまいりたい」との説明がありました。

これに対し委員から、「宮崎県産品は安全・安心ということでブランド確立に取り組んでいるのだから、イラスト使用の範囲を県内産品、県内で加工したものに限定してほしい。他県で使用させることについては、知事から強く注意喚起をしてほしい」との要望が出されました。

次に、不適正な事務処理の調査結果についてであります。

このことについて、当委員会では、農政水産部の説明に対して委員より、「各所属で預けを行っている業者数が3社以下が多いのは、業者との癒着が生じるおそれがある。また、1所属

当たりの年間預け額が600万円から700万円に達しているのは、予算査定自体もおかしいのではないか」との質疑が出されました。

これに対して当局より、「一人一人の公金に対する意識が低かったというのは否めない。法令遵守の徹底を図りながら、物品調達から管理システムの仕組みづくりについてももしっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、このたびの不適正な事務処理については、県政の信頼を大きく失墜させる問題であることから、職員の法令遵守の徹底はもとより、予算編成のあり方を含め、根本的に改善に取り組むべきであると強く要望します。

次に、「平成19年台風第4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書」及び「平成19年台風第4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書」についてであります。

平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、水稲、工芸作物、野菜を中心とした農作物や農地・農業用施設などの農業関係の被害、養殖魚の死亡などの水産関係の被害が発生し、その被害額は約115億円に上っております。中でも、全国有数の産地となっている早期水稲については、高温や日照不足等も加わったことにより、収量はもとより品質が著しく低下するなど、過去55年間で最悪の被害となっております。しかしながら、今回の被害は、収穫・出荷して初めて確認できた状況であったため、被害を受けた農家のうち、農業共済制度の被害を申告したのはわずか2割程度にとどまっております。稲作農家においては、営農意欲が著しく減退するなど、農村地域の活力の低下や今後の早期水稲生産への影響が強く懸念されます。また、水産については、

過去に経験したことのない大量の流木が漁場に漂流し、波浪も相まったことから、生けすの破損や養殖魚の死亡などの被害が発生し、養殖経営の維持が困難な状況となっております。このようなことから、国に対して、農業被害については、農業共済金の早期支払いや特例措置の適用など、水産被害については、漁業共済制度の充実等について特段の措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

次に、「森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書」についてであります。

国産材価格が長期的に低迷する中で、林業の採算性は悪化しており、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、結果として、適切な森林の保全・整備が図られず、森林が持つ多面的機能が低下しています。一方で、特に近年、風水害など自然災害が多発する中で、国民生活の安全・安心の確保の観点から、森林が持つ国土保全機能が十分発揮されることが強く求められるとともに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書の第1約束期間が迫る中、温室効果ガス6%削減を達成するため、森林吸収量3.8%確保対策を着実に推進することも急務となっております。このようなことから、国に対して、森林・林業基本計画に基づき、望ましい森林・林業施策実行に向け、必要な予算措置を講じること等について積極的に推進されるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109

条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、教育委員会所管で5,100万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は1,161億3,800万円余となります。その主な内容は、高等学校等育英資金貸与事業基金の造成に要する経費について、当初の計画を超える国の交付決定があったことなどによるものであります。

このことに関連して、委員より、「全国的に奨学金の未償還が多額になっているとの新聞報道があったが、本県における償還の状況はどうか」との質疑があり、当局より、「本県の償還率は72.2%で、全国と比較しても良好である」との答弁がありました。

また、委員より、償還率を上げるための対策について質疑があり、当局より、「非常勤職員による督促等、地道な活動を行っている。加えて、保護者が手続した奨学金について奨学生本人が知らず、後にトラブルとなるケースもある

ことから、保護者、生徒を含めた説明会の開催など新たな事業展開に取り組んでいるところである」との答弁がありました。

このことについて委員より、「非常によい取り組みをされていることに安心した。今後、この取り組みとあわせて、奨学生が公的な援助に対して感謝の念を抱けるような教育的指導もお願いしたい」との要望がありました。

次に、不適正な事務処理についてであります。

教育委員会及び公安委員会より説明のあったこのことについて、複数の委員より、いわゆる預けの手法や使途等について質疑がありました。

このうち、教育委員会について、委員より、「預けの問題が教育現場で起きたことに違和感を覚えている。余りにも責任が重いと考えるが、コンプライアンス意識の徹底を含めて再発防止をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「職員一人一人がコンプライアンス意識を持ち、職場全体で予算執行をチェックしていく体制づくりに努めたい」との答弁がありました。このことについて、委員より、「必要な物品が買えないことも預けの温床となり得る。今後は、予算執行の透明性の確保とあわせて、必要な物品については、きちんと措置するようお願いしたい」との要望がありました。

また別の委員より、「預けの問題は、予算の単年度主義の影響も大きい。手続が煩雑かもしれないが、必要な物品の購入については、早目に本庁が出先機関等の予算執行状況を把握し、正式な手続に基づき予算を確保するようにしてほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「今後は、信頼回復に向けて、職員

の服務規律の保持等、最善の対策を講じていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、このたびの不適正な事務処理については、県政への信頼を大きく失墜させる問題であることから、再発防止に向けて、職員のコンプライアンス意識の徹底、予算執行の透明性の確保、機能的な物品調達・管理システムの構築について、県として最優先に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、本県の交通事故の状況についてであります。

当局より、「8月末現在、本県の交通死者は増加数で全国ワースト2位となった昨年とほぼ同じペースで推移しており、人口10万人当たりの死者数は、岩手県と並んで全国ワースト1位である。このような情勢を厳しく受けとめ、関係機関・団体と連携した交通安全活動を強力に推進する」との説明がありました。

このことについて、委員より、「本県は他県と比較して道路事情が悪く、このことが多発する交通事故に影響していると考えている。警察は、県土整備部及び国土交通省と協議して、専門的な立場から、道路事情の改善を積極的に直言すべきではないか」との意見があり、当局より、「現在も事故多発地点や死亡事故発生現場において、道路管理者の立ち会いのもと、現場検討会を実施し、道路の改良等について協議を行っている。今後とも、道路管理者と十分に協議を重ねながら、交通事故の防止に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、中高・小中高一貫教育への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、全国トップレベルの中高一貫教育を例に挙げ、「現在、本県の進めている中高一貫教育並びに小中高一貫教

育については、教師が自分の専門教科をしっかりと児童生徒に教えることのできる環境整備に努めていただき、学ぶ側、教える側の両方にとって教育的ステータスの高い学校づくりを目指してほしい」との要望があり、当局より、「まさに委員と同じ思いである。特に宮崎西高等学校附属中学校は、将来、我が国をリードするような人材を育成したいとの思いから設置したところである。教職員人材育成プランの推進により優秀な人材を確保し、子供たちがその能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システムについてであります。

当局より、「さきの6月定例県議会において予算承認された太陽光発電システムの導入について、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）に補助の申請を行っていたが、不採択の通知があった。申請に当たっては、NEDOから十分に情報を収集し、建設単価の引き下げ等に努力するとともに、要望活動も行ったところであるが、このような結果となった」との説明がありました。

当委員会といたしましては、補助金の不採択により当該事業の継続は困難となったものの、今後とも、新エネルギーに関する施策について、県担当部局と相互に連携し、県民に対して広くPRしていくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号から第13号まで及び  
第15号から第19号まで採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第13号まで及び第15号から第19号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

平成19年9月28日(金)

まず、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除き、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

私学振興施策のための財源の確保に関する意見書

議員発議案第3号

地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書

議員発議案第4号

医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書

議員発議案第5号

日豪EPA交渉に関する意見書

議員発議案第6号

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

議員発議案第7号

海外行政調査への議員の派遣

議員発議案第8号

第7回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 生活福祉常任委員長 十屋 幸平  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

割賦販売法の改正を求める意見書

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第10号

道路特定財源の確保と高速自動車国道等の  
整備促進に関する意見書

議員発議案第11号

入札・契約制度改革の推進に関する決議

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者

環境農林水産常任委員長 押川 修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第12号

平成19年台風4号・5号による農業被害等  
への対応に関する意見書

議員発議案第13号

平成19年台風4号・5号による水産被害等  
への対応に関する意見書

議員発議案第14号

森林・林業・木材関連産業政策の推進と予  
算の確保を求める意見書

---

### ◎ 議員発議案第1号から第14号まで

追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議  
員発議案第1号から第14号までの各号議案を日  
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

各号議案につきましては、会議規則第39条第  
2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び  
委員会の付託を省略して直ちに審議することに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

---

### ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内と  
いたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許し  
ます。まず、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま  
す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。本  
日は、座ったままでの発言をお許しいただき  
たいと思います。

それでは、早速討論に入らせていただきま  
す。

今9月定例県議会に提案されました議員発議  
案のうち、第7号及び第10号について、反対の  
立場から討論いたします。

まず、議員発議案第7号「海外行政調査への  
議員の派遣」についてです。

今回提案されました議員の海外調査は、11月  
の上旬に約10日間の日程で、11名以内でドイ  
ツ、フランス、イタリアへ、環境・農業・少子  
化施策等の行政調査を行うというものですが、  
これだけでは何を視点にどのような調査が行わ  
れるのか極めて資料が乏しく、十分な判断がで  
きません。果たして、この海外調査が県民の立  
場で必要に迫られての議員派遣なのかが問われ  
ているというふうに思います。

現在、宮崎県議会議員海外行政調査実施要領

に基づいて、議会の承認のもとに議員を派遣する形で海外視察が行われています。しかし、この実施要領では、その目的を「地方議員としての見識を高めるために海外行政調査を行う」とし、その企画については議員の自主企画、予算については任期中議員1人当たり100万円以内、予算の範囲内で複数回できることになっています。多額の費用、税金を費やすこの議員派遣が単なる海外行政視察では、県民の理解は得られないと思います。とりわけ厳しい現在の財政状況のもとで、議員の特権として海外視察の予算が聖域化されることには問題があると思います。

今、県民の暮らしは、住民税の増税や介護保険、障害者自立支援法などによる負担増など、相次ぐ増税の中での暮らしを余儀なくされています。節約できるところは節約して、県民の暮らしに、負担の軽減に回す、こうした観点は今求められているのではないのでしょうか。現在の海外視察の経費は、それに値するものだと思います。今回の海外視察の中止を要求し、海外視察そのものを見直すことを求めたいと思います。

次に、議員発議案第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書(案)」についてです。

本県において、東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路や国道、県道、市町村道など生活道路の整備促進は、交通アクセスの不備を補完するための社会資本整備として、また産業経済の発展はもとより、地域の活性化を図る上で不可欠であり、そのための財源確保は当然必要です。しかし、その財源確保を道路特定財源に求めている点は問題です。

政府は、昨年来、高速道路整備計画9,342キロ

メートルのうち、事業主が決まっていなかった未開通区間19路線1,275キロメートルをすべて建設する方針を決めました。採算性が低く有料道路として建設できない部分は、国や地方の税金を投入して建設するとしています。政府は、無駄な道路はつくらないと言って道路四公団の民営化を進めてきましたが、結局、道路特定財源の仕組みによって、全部の道路がつくられることになってしまいました。こうした無駄な道路建設を見直さない限り、本当に必要な道路への財源確保はできません。

我が党は、以前から道路特定財源の一般財源化を提案してきました。今日の車社会は、交通事故、大気汚染を初め、大きな社会的な負担をもたらしており、自動車に関する税金だからといって、道路整備だけに使用を特定する理由はありません。同財源は一般財源化し、道路整備はもちろんのこと、社会保障や福祉・生活密着型公共投資に使えるようにすることが必要です。我が党は、地域公共交通網の整備の一環として、住民の足を守り、生活物資の輸送や地場産業の発展のための地域道路網を整備する交通政策を掲げています。道路特定財源の一般財源化で無駄な公共事業を見直すことが、本県のような切実な道路整備に予算を十分に振り向けることを可能にしたいと思います。

以上の観点から、本意見書案に示された道路整備促進のための財源確保の必要性は理解できるものの、その根本的な手段において賛意を表明することはできません。よって、同意見書案に反対をするものです。

以上、意見を述べ、反対討論を終わります。

〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、26番田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案



第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」について、その提出に賛成の立場から討論いたします。

少子高齢化の進展や地域間格差の拡大など、地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、道路の果たす役割は、経済や人の交流の促進による地域活性化への寄与だけではなく、医療圏域の拡大や災害に強い県土の実現など多岐にわたっており、その重要性は以前にも増して高まっております。特に、代替交通機関が少なく、道路交通への依存度が高い本県において道路整備は、今後の豊かな県民生活を考える上で欠かすことのできないものであります。にもかかわらず、県内高速道路の供用率は、全国平均約65%に対し、本県はわずかに約40%、国県道の改良率においては、全国平均約75%に対し、本県は65%と九州で最下位、全国で38位と著しく整備がおこなわれている状況にあり、今後も積極的に道路整備を実施していく必要があります。

このような中、昨年12月、国においては道路特定財源の見直しに関する具体策をまとめ、一般財源化について方向性を示したところであります。それによりますと、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地域の自主性にも配慮しながら、真に必要な道路整備は計画的に進めることとしており、本年じゅうに今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を示すこととしております。しかし、この計画が、本県の道路整備を取り巻く厳しい状況を反映し、本県にとって真に必要な道路整備を示すものでなければ、今後の宮崎県のあらゆる分野の発展に大きな影を落とすこととなります。現在、国においては、中期的な計画の素案作成の段階に入っており、本県の置かれている状況を強く訴えるのに重要な時期を迎えておりま

す。県民の負託を受けた県議会といたしましては、豊かな県民生活を実現させるべく、国に対し、積極的にその意思を伝えるべきと考えます。

以上申し上げ、議員発議案第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」についての賛成討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第7号及び第10号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第7号及び第10号の両案について、一括お諮りいたします。

両案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第1号から第6号まで  
第8号、第9号及び第11号から  
第14号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事は

平成19年9月28日(金)

すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年9月定例県議会  
を閉会いたします。

午前11時6分閉会